



# 鳥取県公報

令和2年1月14日（火）  
第9167号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 選管告示	選挙管理委員会委員長の住所及び氏名（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第1条第4項の規定により告示する。

令和2年1月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 住 所 鳥取市浜坂三丁目5-10
- 2 氏 名 大口 久志

### 鳥取県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第4条第1項の規定により告示する。

令和2年1月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 住 所 琴浦町赤碕1971-2
- 2 氏 名 藤村 実千子

## 公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和2年1月14日から令和2年3月14日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和2年3月14日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社マルイアセットマネジメント 代表取締役 松田 欣也  
岡山県津山市戸島893-15  
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義  
鳥取市湖山町北三丁目303
- 2 大規模店舗の名称  
（仮称）ザグザグ倉吉市鍛冶町店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地  
倉吉市鍛冶町一丁目2971-2ほか
- 4 大規模店舗の用途  
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積  
1,660平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日  
令和2年4月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）  
鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課（倉吉市東巖城町2）

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月14日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしようと する森林 の土地の 面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
株式会社グッドフィールド 代表取締役 三宅 俊介	広島県広島市東区曙四丁目4-8	西伯郡大山町八重地内	太陽光発電施設用地の造成	3.2765ヘクタール	3.2765ヘクタール	1.9549ヘクタール	令和2年1月7日から 令和3年1月6日まで	令和2年1月7日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

I P R形携帯用無線機（I P R-WT） 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年1月27日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年1月24日（金）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

（3） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

### 4 入札手続等

#### （1） 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### （2） 仕様に関する担当部局

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部生活安全部通信指令課

電話 0857-23-0110

#### （3） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### （4） 入札説明書等の交付方法

令和2年1月14日（火）から同年2月7日（金）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和2年1月14日（火）から同年2月7日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

（1）に同じ。

#### （5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

#### （6） 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

令和2年2月18日（火）から同月26日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月25日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年2月26日(水)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年2月7日(金)午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : IPR Walkie-Talkie(IPR-WT), 1 set

(2) February 7, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) February 26, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(February 25, 2020 5:00 PM: Deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs

Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan